

所 属	農政課
所属長	松本 俊昭
電 話	06-6489-6542

甚大な災害発生時に、市内農地を多目的用地として活用するため、 防災協力農地の登録を募ります。

尼崎市は、今後起こり得る「南海トラフ地震」などの甚大な災害時に備え、尼崎市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地として使用できるよう防災協力農地の登録を募ります。

また、火災時には空間スペースがある農地は延焼遮断帯としての機能もあります。

甚大な災害発生時に、緊急的な逃げ場所や、安否確認やけが人などの応急処置としての空間、災害復旧用資材置場、仮設住宅など、市内農地を災害発生時の多目的な用地として活用するため、農地所有者へ防災協力農地への登録を募り、「災害に強いまちづくり」を図るとともに、農地の重要性について広く住民の関心と理解を深め、農地の保全と都市農業の振興に繋げていきます。



1 防災協力農地登録制度の概要

防災協力農地として登録して頂いた農地は、災害発生時に緊急防災空地としての一時避難や負傷者の応急処置の場所として市民の安全・安心を守るために使用させていただきます。その他の活用が必要となる場合は、登録者の承諾を得てから使用させていただきます。

2 防災協力農地の制度について

▼登録することができる農地

尼崎市内農地（生産緑地及び宅地化農地）。

※市民農園または農園利用等、複数の入園者が利用（または貸借）している農地は登録できません。

▼補償等

登録された防災協力農地を使用した際には、農作物に対する補償を行うとともに、8日以上使用する場合にはそれに加えて使用料を支払います。また、使用を終了したときは、速やかに原状回復いたします。

なお、登録することによる税制上の優遇措置はありません。

3 登録について

- (1) 登録受付開始日：令和4年4月8日から
- (2) 登録方法：「尼崎市防災協力農地登録申請書」に必要事項を記入の上、農政課へ提出して頂き、審査後、農地登録証を交付します。

以 上